

大里広域市町村圏組合議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

3月26日(木)

○開会及び開議	6
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○管理者の挨拶	6
○議案第 1 号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計予算	8
○議案第 2 号 平成27年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費 の市町別負担金について	8
○議案第 3 号 平成27年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費 の市町別負担金について	8
○議案第 4 号 平成27年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の 市町別負担金について	8
○議案第 5 号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算	8
○議案第 6 号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金 について	8
○議案第 7 号 平成27年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金に ついて	8
○議案第 8 号 平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担 金について	9
○議案第 9 号 平成26年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)	24
○議案第10号 平成26年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算 (第2号)	24
○議案第11号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例	27

○議案第 1 2 号	大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2 7
○議案第 1 3 号	大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例	2 7
○議案第 1 4 号	大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運 営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準を定める条例	2 7
○議案第 1 5 号	大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支 援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例	2 7
○閉 会		3 3

大里広域市町村圏組合告示（乙）第7号

平成27年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を下記のとおり招集する。

平成27年3月19日

大里広域市町村圏組合

管理者 富 岡

清

記

- | | | |
|---|-----|--------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成27年3月26日（木）
午後2時00分 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市議会議事堂 第1委員会室 |

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	小池	厚	議員	2番	閑野	高広	議員
3番	加藤恒	男	議員	4番	須永	宣延	議員
5番	松本富	男	議員	6番	三浦和	一	議員
7番	福田勝	美	議員	8番	松岡兵	衛	議員
9番	新井清	次	議員	10番	清水	睦	議員
11番	武井伸	一	議員	12番	三田部	恒明	議員
13番	村川徳	浩	議員	14番	吉田幸	太郎	議員
15番	新井	清	議員	16番	坂本	建治	議員
17番	岡本	安	明				議員

不応招議員（なし）

○会 期 3月26日

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者の挨拶

日程第4 (議案第 1号) 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計予算

(議案第 2号) 平成27年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 3号) 平成27年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について

(議案第 4号) 平成27年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について

(議案第 5号) 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算

(議案第 6号) 平成27年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について

(議案第 7号) 平成27年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について

(議案第 8号) 平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について

(上程～採決)

日程第5 (議案第 9号) 平成26年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)

(議案第10号) 平成26年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算(第2号)

(上程～採決)

日程第6 (議案第11号) 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例

(議案第12号) 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(議案第13号) 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(議案第14号) 大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(議案第15号) 大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例

(上程～採決)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(17名)

1番	小池	厚	議員	2番	閑野	高	広	議員
3番	加藤	恒男	議員	4番	須永	宣	延	議員
5番	松本	富男	議員	6番	三浦	和	一	議員
7番	福田	勝美	議員	8番	松岡	兵衛		議員
9番	新井	清次	議員	10番	清水		睦	議員
11番	武井	伸一	議員	12番	三田部	恒	明	議員
13番	村川	徳浩	議員	14番	吉田	幸太郎		議員
15番	新井	清	議員	16番	坂本	建	治	議員
17番	岡本	安明	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のための出席者

管理者	富岡	清
副管理者	小島	進
〃	花輪	利一郎
事務局長	山崎	昌司
事務局次長兼 総務課長	吉岡	優孝
介護保険課長	小池	良司
介護保険課副課長	高橋	佳子
介護保険課主幹	卜部	康
介護保険課主幹	新藤	守治

業務課長
兼熊谷
衛生セン
ター所長

飯 島 誠

深谷清掃
センター
所長
兼江南
清掃セン
ター所長

金 井 清 志

大里広域
クリーン
センター
所長

野 澤 利 弘

熊谷衛生
センター
主 幹

関 口 実

○事務局職員出席者

副 課 長	米 澤 利 之
主 査	小 野 寺 聡
主 査	鯨 井 敬 浩
主 査	吉 田 正 人

午後 2時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○松岡議長 出席議員が定足数に達しましたので、平成27年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会は成立をいたしました。

これより開会をいたします。ただいまの出席議員は17名であります。

△諸般の報告

○松岡議長 この際、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案等の関係書類は、前もって送付いたしたとおりでありますので、ご了承願います。

なお、議案説明のため、管理者を始め関係者の出席を求めています。

開会前お手元に配付しました書類は、1つ、本日の議事日程、以上1件であります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

△会議録署名議員の指名

○松岡議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名。このことにつきましては、会議規則第64条の規定により指名いたします。

3番 加藤恒男議員

4番 須永宣延議員

以上の議員をお願いをいたします。

△会期の決定

○松岡議長 次、日程第2、会期の決定。このことにつきましては、先ほど熊谷市議会議事堂第2委員会室におきまして議会運営委員会を開き、ご協議いたしました結果、本日1日ということでありましたが、そのように決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○松岡議長 ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△管理者の挨拶

○松岡議長 次、日程第3、管理者の挨拶。管理者の発言を求めます。
管理者。

○富岡管理者 それでは、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成27年第1回大里広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員皆様におかれましては、年度末、ご多用の中にもかかわらず、ご健勝にてご参会を賜り、当初予算を始め当面する諸案件についてご審議をいただけますことは、広域行政進展にとりまして、まことに喜びにたえないところであります。

組合事業につきましては、順調に推移いたしておりますが、このことは、議員皆様のご指導、構成市町のご理解とご協力によるものと感謝をいたしております。

それでは、本組合の近況についてご報告をいたします。

最初に、可燃ごみ処理の状況でございますが、2月末現在、熊谷衛生センターが、第一工場耐火物の落下等に伴い外部処理委託した約1,300トンを含めまして約5万2,000トン、深谷清掃センターが約2万6,700トン、江南清掃センターが約2万2,400トン、合計いたしますと、約10万1,100トンの可燃ごみを処理したところでございます。

なお、今年度、熊谷衛生センター第二工場の長寿命化施設整備のため、ごみ収集の一部、約1万7,300トンを外委託により処理をいたしておりますので、これを加えますと約11万8,400トンとなり、昨年同時期と比較いたしますと、量にして約1,700トン、率にして1.39%の減少というふうになっております。

次に、不燃ごみ処理でございますが、2月末までの大里広域クリーンセンターへの搬入量は約9,050トンで、昨年同時期と比較いたしますと、量にして250トン、率にして2.69%のやはり減少となっております。

可燃ごみ、不燃ごみにつきましては、引き続き分別の徹底を図り、リサイクル、再資源化と有価物の回収に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業につきまして申し上げます。介護認定審査会の開催状況につきましては、2月末までに537回開催をし、1万3,794件の審査をしたところでございます。昨年同時期と比較いたしますと、件数で693件、率にして5.29%の増となっております。また、今年度は第5期介護保険事業計画の3年目となりましたが、順調に事業運営が進んでおります。

続きまして、今定例会にご提案申し上げます議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第1号から議案第8号までにつきましては、平成27年度の予算関係議案8件でございます。厳しい財政状況が続いており、歳出予算の抑制に努めながら、組合事業を円滑に推進することを基本といたしまして、予算措置を行ったものでございます。

それでは、予算案の概要について申し上げます。

一般会計は、総額50億6,375万8,000円で、前年度比5.54%、額では2億9,711万5,000円の減となります。減額の主な要因は、長寿命化施設整備事業において、熊谷衛生センター第二工場が今年度終了し、平成27、28年度、深谷清掃センター及び江南清掃センターの基幹改良工事を行うことによ

り減額となるものでございます。

特別会計は、総額265億7,338万1,000円で、前年度比1.54%、額にいたしますと4億1,453万5,000円の減となります。減額の主な要因は、介護報酬の引き下げに伴い保険給付費が減額となるものでございます。

なお、一般会計、特別会計の総額は、316億3,713万9,000円で、前年度比2.20%の減となっております。

財源といたしましては、一般会計では、構成市町からの負担金のほか、使用料及び手数料を計上したところでございます。特別会計におきましては、構成市町からの負担金を始めとし、保険料のほか、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金を計上いたしました。

次に、議案第9号から第10号につきましては、平成26年度の補正予算関係議案の2件でございます。

一般会計の主なものは、繰越金の決算額の確定に伴い、基金積立金に積み立てるための補正及び国庫補助金の確定に伴い減額するものでございます。特別会計では、平成25年度の保険給付費が確定したことに伴う、市町別負担金の返納等を行うものでございます。

また、議案第11号から議案第15号は、介護保険料の改定及び介護保険法の改正に伴いまして、本組合の条例を改正、また新たに制定するものでございます。

以上、本組合の近況とご提案申し上げました議案の概要についてご説明をいたしました。議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。挨拶といたします。

以上でございます。

○松岡議長 以上で管理者の挨拶は終わりました。

-
- △議案第1号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計予算
 - 議案第2号 平成27年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第3号 平成27年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について
 - 議案第4号 平成27年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について
 - 議案第5号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算
 - 議案第6号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について
 - 議案第7号 平成27年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金に

ついて

議案第8号 平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について

○松岡議長 次、日程第4、議案第1号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計予算から議案第8号 平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金についてまで、以上8件を一括議題といたします。

以上8件について、理事者の説明を求めます。

事務局長。

○山崎事務局長 ただいま議題となりました議案第1号から議案第8号まで、順次ご説明いたします。

最初に、一般会計予算についてご説明いたしますので、資料ナンバー1、一般会計予算書の1ページをごらんください。

議案第1号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計予算、第1条は歳入歳出予算で、第1項は総額を50億6,375万8,000円と定めるものでございます。

第2項の「第1表 歳入歳出予算」は、次の2ページ及び3ページのとおりでございます。

4ページに参りまして、総括の歳入でございますが、前年度と比較し、変化の大きいものについてご説明いたします。1款分担金及び負担金は2億6,479万1,000円の増、ごみ焼却施設の長寿命化施設整備事業に対する市町別負担金の増によります。

3款国庫支出金は1億697万7,000円の増、長寿命化施設整備事業に対する国からの交付金の増によります。

6款諸収入は1,859万1,000円の減、資源物の鉄スクラップの売却単価が低迷していることによります。なお、基金からの繰り入れは予定しておりません。

5ページに参りまして、歳出でございますが、3款衛生費は2億9,731万6,000円の減、熊谷衛生センター第二工場の基幹改良工事が終了し、未処理ごみの外部処理委託料等が減額になることによります。

予算の合計額は2億9,711万5,000円、5.5%の減でございますが、その要因は先ほど申し上げました3款衛生費の減によるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、事項別明細書によりご説明いたします。最初に、歳出から申し上げますので、同じ資料でございます。13ページをごらんください。説明は、款・項・目から横に、事業名・節区分・説明欄で申し上げます。

1款1項1目議会費、事業名、議会運営経費は、組合議員の報酬や会議録作成等の経費でございます。

14ページに参りまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、正副管理者及び職員6名の給与等でございます。

その下、事務局費は事務局の運営経費でございます。

16ページに参りまして、14節使用料及び賃借料の説明欄下から2番目、情報機器借上料は、財務会計システム及び社会保障・税番号制度対応機器の借上料でございます。

17ページに参りまして、2項1目公平委員会費、18ページに参りまして、3項1目監査委員費は、それぞれ委員報酬等の業務経費でございます。

19ページに参りまして、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、事業名、人件費は、業務課職員5名の給与等でございます。

その下、事業名、管理運営経費は、ごみ処理施設の総括的な運営経費でございます。

20ページに参りまして、11節需用費、説明欄中ほどの施設補修費は、可燃物処理施設3施設の機械設備等の補修や修繕の経費でございます。

15節工事請負費は、同じく改修等比較的大規模な工事の経費でございます。

19節負担金補助及び交付金中、21ページの説明欄一番上、交付金は、可燃物処理施設が立地にする市に対し、ごみ処理手数料から6億円を上限として交付するものでございます。

25節積立金は、ごみ処理施設整備基金への積立金でございます。

次の事業名、長寿命化施設整備事業は、ごみ処理施設長寿命化計画に基づく基幹改良工事の事業費でございます。27年度は2年計画で実施する深谷、江南両清掃センターの工事の1年目となります。

13節委託料は、施工管理業務委託料、15節工事請負費は、両センターの基幹的な改良として、ごみクレーンや燃料設備等の改修を行うものでございます。

その下から、2目熊谷衛生センター費でございます。事業名、人件費は、施設の維持管理担当の職員3名分の給与等でございます。

事業名、管理運営経費、11節需用費中、22ページの説明欄一番上、施設補修費は緊急を要する施設補修や機器・機械部品の交換修理等の経費でございます。

光熱水費及び燃料費は、施設の運転に必要な電気、水道料金及び燃料の購入費でございます。

説明欄一番下、薬剤等購入費は、排ガスに含まれる有害物質の中和、分解・除去のために必要な薬剤等の購入費でございます。

13節委託料の説明欄一番上、委託料は、焼却灰及びばいじんの資源化再生利用業務、環境分析業務等の委託費でございます。

管理運営委託料は、熊谷衛生センターの運転管理業務の経費及び可燃物処理施設3施設の焼却灰等運搬業務の経費を一括して計上しております。

保守委託料は、施設の機械設備等の保守点検委託料でございます。

23ページに参りまして、27節公課費の説明欄下、汚染負荷量賦課金は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、公害被害者への救済に充てることを目的として、ばい煙発生施設を設置する

事業者に対して課せられる賦課金で、硫黄酸化物の排出量に応じて算定されるものでございます。

その下から3目深谷清掃センター費、24ページに参りまして、4目江南清掃センター費でございます。それぞれ事業名、管理運営経費中、13節委託料に、基幹改良工事に伴う未処理ごみの外部処理業務委託料を計上しておりますが、その他の支出内容は熊谷衛生センターと同様でございますので、説明を割愛させていただきます。

26ページに参りまして、5目大里広域クリーンセンター費でございます。事業名、人件費は、施設の維持管理担当の職員2名分の給与等でございます。

27ページに参りまして、事業名、管理運営経費、7節賃金は、不燃物残渣等の運搬、資源物の選別、事務補助等の臨時職員15名分の賃金でございます。

11節需用費の説明欄中ほど、施設補修費は、破碎機ハンマー交換、ローターディスク等の補修のほか、緊急補修に要する費用でございます。

光熱水費は、施設の運転に必要な電気、水道料金でございます。

28ページに参りまして、13節委託料の説明欄一番上、委託料は、同センターにおいて中間処理により発生した不燃残渣の処理委託料でございます。

管理運営委託料は、同センターの運転管理業務、有価物回収業務、小型家電リサイクルの業務委託料でございます。

30ページに参りまして、4款1項1目予備費は、不測の支出に充てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、前に戻り、6ページをごらんください。なお、説明は、款・項・目から横に、節・説明欄で申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金は、市町別負担金でございます。

1目1節事務費負担金は、組合の運営経費に対する負担金で、負担割合は組合同規約第15条第2項により、均等割が10%、人口割が90%でございます。

2目衛生費負担金、1節清掃費負担金の説明欄上から可燃物処理施設管理運営費負担金は、熊谷、深谷、江南の可燃物処理施設3施設の管理運営費に対する負担金、不燃物処理施設管理運営費負担金は、大里広域クリーンセンターの管理運営費に対する負担金、長寿命化施設整備事業費負担金は、基幹改良工事等の事業費に対する負担金でございます。これらについては、後ほど議案第2号から議案第4号でご説明いたします。

7ページに参りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料は、可燃物処理施設3施設に搬入される事業系ごみの処理手数料等でございます。

8ページに参りまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金は、深谷、江南両清掃センター基幹改良工事の施工監理業務委託及び工事費に対する国の循環型社会形成推進交付金でございます。

9ページに参りまして、4款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、不燃物処理施設建設基金及びごみ処理施設整備基金の預金利子でございます。

10ページに参りまして、5款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金でございます。

11ページに参りまして、6款諸収入、1項1目1節雑入は、鉄、アルミ、ペットボトル、使用済み小型家電等有価物の売払収入等でございます。

12ページに参りまして、基金からの繰り入れは予定をしております。

以上で歳入の説明を終わります。

なお、後のほうですが、31ページから37ページは給与費明細書、次の38ページは債務負担行為に関する調書、39ページは事務費の市町別負担金の表でございます。参考にごらんください。

以上で議案第1号の説明を終わります。

同じ資料でございます。次に40ページに参りまして、議案第2号 平成27年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金についてのご説明をいたします。

組合同約第15条第2項の規定により、可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金を、41ページの表のとおりとするものがございます。負担割合等は、均等割が10%、人口割及び搬入割がそれぞれ45%、総人口は平成26年4月1日現在、搬入量は可燃物の平成25年度実績によります。これにより算定される負担金額は、熊谷市13億5,410万4,847円、深谷市9億3,879万8,348円、寄居町2億7,356万8,805円でございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

次に42ページに参りまして、議案第3号 平成27年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金についてのご説明をいたします。

組合同約第15条第2項の規定により、不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金を、43ページの表のとおりとするものがございます。負担割合は、搬入割が不燃物の搬入量によることを除き、先ほどの可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金と同一でございます。これにより算定される負担金額は、熊谷市1億6,957万7,296円、深谷市1億3,327万865円、寄居町3,780万1,839円でございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

次に44ページに参りまして、議案第4号 平成27年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金についてのご説明をいたします。

組合同約第15条第2項の規定により、長寿命化施設整備事業費の市町別負担金を、45ページのとおりとするものがございます。負担割合は、先ほどの可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金と同一でございます。これにより算定される負担金額は、熊谷市4億1,450万423円、深谷市2億8,737万2,363円、寄居町8,374万1,214円でございます。

以上で議案第4号の説明を終わります。

続いて、介護保険特別会計予算についてご説明いたしますので、今度は資料ナンバー2でございます。介護保険特別会計予算書の1ページをごらんください。議案第5号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算。第1条は歳入歳出予算で、第1項は、総額を265億7,338万1,000円と定めるものでございます。

第2項の「第1表 歳入歳出予算」は、2ページから5ページのとおりでございます。

第2条、歳出予算の流用は、保険給付費について、同一款内における各項の間の流用ができることと定めるものでございます。

ページ飛びまして、6ページでございます。総括の歳入でございますが、前年度と比較し、変化の大きいものについてご説明いたします。

1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料で4億3,944万3,000円の増、被保険者の増及び保険料率の改正によります。

2款分担金及び負担金は、市町別負担金で3,405万5,000円の減、1つ置きまして、4款国庫支出金は、保険給付費に対する国の負担分等で1億95万2,000円の減、5款支払基金交付金は、同じく第2号被保険者の負担分で4億4,432万3,000円の減、6款県支出金は、同じく県の負担分で1億1,739万3,000円の減、これらはいずれも給付費の見込みが減額となることに対応し減となっております。なお、基金からの繰り入れは予定しておりません。

7ページに参りまして、歳出でございますが、1款総務費は、介護保険事業の運営経費で4,940万4,000円の増、社会保障・税番号制度に対応するための電算システム変更及び電算システム構築の経費の増によります。

2款保険給付費は、介護サービス等の給付費で6億5,179万8,000円の減、第6期介護保険事業計画の見込みによります。

3款地域支援事業費は、介護予防事業や地域包括支援センターの運営経費等で2,597万4,000円の増、制度改正に伴う介護予防普及啓発事業費の増及び新たに開設する地域包括支援センターの設置準備委託料の増等によります。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金への積立金で1億6,088万5,000円の増、第6期事業計画の初年度に当たり、予測される保険料の剰余金等の積み立てを見込んでおります。

5款諸支出金は、介護保険料の還付金で100万円の増、26年度の決算見込みを勘案いたしました。予算の合計額は4億1,453万5,000円、1.5%の減でございますが、その要因は、先ほど申し上げました2款保険給付費の減によるものでございます。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、事項別明細書によりご説明いたします。最初に歳出から申し上げますので、同じ資料でございます。21ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、事業名、人件費は、介護保険課職員21人分の給与等でございます。

次の事業名、介護保険業務経費は、介護保険業務の運営経費でございます。

22ページに参りまして、12節役務費の説明欄上から2番目、情報通信費は、組合と各市町の介護保険事務所を結ぶ専用回線の使用料等でございます。

13節委託料の説明欄上から2番目、プログラム作成委託料は、社会保障・税番号制度導入に伴う介護保険電算システム改修等の委託料、保守委託料は、電算システムの保守委託料でございます。

14節使用料及び賃借料中の説明欄の一番下、情報機器借上料は、電算システムの借上料でございます。

23ページに参りまして、2項徴収費、1目賦課徴収費及び2目滞納処分費は、介護保険料の賦課徴収等の経費でございます。事業名、滞納処分経費の13節委託料は、保険料電話等催告業務の委託料でございます。

24ページに参りまして、3項1目介護認定審査会費、事業名、認定審査会経費の1節報酬の説明欄上、委員等報酬は、認定審査会委員140人の報酬、12節役務費は、認定結果通知等の郵便料でございます。

2目認定調査費、事業名、認定調査業務経費の1節報酬、4節共済費、25ページに参りまして、9節旅費は、認定調査員20人分の経費でございます。

12節役務費の説明欄一番下、手数料は、主治医意見書の作成手数料、13節委託料は、居宅介護支援事業所の介護支援専門員への更新申請に係る調査委託料でございます。

26ページに参りまして、4項1目趣旨普及費は、介護保険制度の普及啓発パンフレット等の印刷費でございます。

27ページに参りまして、5項1目運営協議会費は、介護保険運営協議会の経費でございます。

28ページに参りまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、要介護の認定を受けた方に対する保険給付費でございます。

1目居宅介護サービス給付費、事業名、居宅介護サービス給付事業の説明欄上から、サービス給付費は、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の給付費。福祉用具購入費は、腰かけ便座、入浴補助用具等の購入に対する給付費。住宅改修費は、手すりの取り付け、段差の解消等住宅改修に対する給付費。サービス計画費は、ケアプランの作成費でございます。

2目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護、グループホームなどの地域密着型サービスの給付費でございます。

3目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等、施設サービスの給付費でございます。

29ページに参りまして、2項介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けた方に対する保険給付費でございます。

1目介護予防サービス給付費、事業名、介護予防サービス給付事業の説明欄上から、サービス給

付費は、介護予防のための訪問介護や通所介護などに係る給付費でございます。福祉用具購入費と住宅改修費は、先ほどと同様でございます。サービス計画費は、介護予防ケアプランの作成費でございます。

2目地域密着型介護予防サービス給付費は、地域密着型介護予防事業所における介護予防サービスの給付費でございます。

30ページに参りまして、3項1目審査支払手数料は、埼玉県国民健康保険団体連合会が行う保険給付に係る審査支払事務の手数料でございます。

31ページに参りまして、4項高額介護サービス等費は、サービス利用者の自己負担額が一定の上限額を超えた場合に、その超えた部分を支給し、負担軽減を図るものでございます。

32ページに参りまして、5項高額医療合算介護サービス等費は、同一世帯における医療費とサービス利用者の自己負担額の合算額が一定の上限額を超えた場合に、医療、介護それぞれからその超えた部分を支給し、負担軽減を図るものでございます。

33ページに参りまして、6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、事業名、特定入所者介護サービス給付事業は、低所得の要介護者が施設サービス等を利用した際の居住費と食費の負担軽減を図るものでございます。

34ページに参りまして、3款地域支援事業費は、要介護、要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業の経費でございます。

1項介護予防事業費、1目二次予防事業費、事業名、二次予防事業の13節委託料は、二次予防事業の対象者把握事業、通所型介護予防事業等の委託料でございます。

2目一次事業予防費、事業名、一次予防事業は、元気な高齢者を対象に構成市町が行う健康教室や体操教室等の取り組みを通じて、介護予防に関する知識の普及啓発を行う事業費でございます。

35ページに参りまして、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、事業名、包括的支援事業は、地域包括支援センターの運営経費で、13節委託料の説明欄、委託料は、既存の10カ所の地域包括支援センターへの業務委託料に加え、28年度から新設する6カ所のセンターの設置準備委託料を計上するものでございます。

14節使用料及び賃借料は、地域包括支援センター電算システムの借上料でございます。

2目任意事業費、事業名、任意事業は、高齢者が住みなれた地域で、安心して生活を継続できるようにするため必要な支援を行うものでございます。

36ページに参りまして、13節委託料は、安否を確認しながら食事を配達する配食サービス事業や徘徊高齢者探索サービス等の委託費でございます。

3目在宅医療・介護連携推進事業費及び4目生活支援体制整備事業費は、介護保険法の改正により新たに加わる事業でございます。

まず、事業名、在宅医療・介護連携推進事業は、医療・介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、在宅医療と介護サービスが一体的に提供できるよう、医療機関と介護サービス事業者の連携を深めることを目的とする事業でございます。

次の生活支援体制整備事業は、在宅生活で支援を必要とする高齢者が、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりを行うため、担い手の養成や発掘、ネットワーク化を行うことを目的とする事業でございます。これらの事業は、これまでの地域支援事業の介護予防事業や任意事業と同様、事業の企画や実施は構成市町、事業費の負担は組合となります。

37ページに参りまして、4款1項基金積立金、1目介護保険給付費準備基金積立金でございますが、給付に充てられなかった介護保険料及び基金の預金利子を同基金に積み立てるものでございます。介護保険料は、3年間の事業計画期間中、同一の保険料率を用いることから、計画の初年度においては剰余金の発生が予測されるため、その積み立てを見込んだところでございます。

38ページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金は、被保険者の死亡、転出等により、過誤納となった過年度分保険料の還付金でございます。

39ページに参りまして、6款1項1目予備費は、不測の支出に充てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、歳入についてご説明いたしますので、前に戻り、8ページをごらんください。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年賦課分は、27年度分として賦課し、納付をいただく保険料で、第1号被保険者9万9,997人分の見込み額でございます。

9ページに参りまして、2款分担金及び負担金、1項負担金は市町別負担金で、1目介護保険負担金は、保険給付費に対する負担金、2目事務費等負担金は、人件費、業務経費等に対する負担金、3目地域支援事業負担金（介護予防事業）は、介護予防事業費に対する負担金、4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業の各事業費に対する負担金でございます。これらについては、後ほど議案第6号から議案第8号でご説明をいたします。

11ページに参りまして、4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する国の負担金で、負担割合は、居宅介護サービス等給付費が20%、施設等給付費が15%でございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、保険者の財政力格差の調整を図る交付金で、給付費総額の3.49%を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）は、介護予防事業に対する交付金で、負担割合は25%でございます。

12ページに参りまして、3目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業に対する交付金で、負担割合は39%

でございます。

4目介護保険事業費補助金は、社会保障・税番号制度導入に伴う電算システム改修に対する補助金でございます。

13ページに参りまして、5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、保険給付費に対する第2号被保険者の保険料相当額として、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでございます。

2目地域支援事業支援交付金も同様に、介護予防事業に対する交付金でございます。交付割合はいずれも28%でございます。

14ページに参りまして、6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金は、保険給付費に対する県の負担金で、負担割合は、居宅介護サービス等が12.5%、施設等給付費が17.5%でございます。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防事業）は、介護予防事業に対する交付金で、負担割合は12.5%でございます。

15ページに参りまして、2目地域支援事業交付金（包括事業・任意事業）は、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業に対する交付金で、負担割合は19.5%でございます。

16ページに参りまして、7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

17ページに参りまして、8款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

18ページに参りまして、9款諸収入でございますが、それぞれの収入に対する科目の設置等でございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

なお、40ページから46ページは給与費明細書でございます。参考にごらんください。

以上で議案第5号の説明を終わります。

次に、議案第6号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金についてのご説明をいたしますので、同じ資料でございます。47ページをごらんください。

組合同約第15条第2項の規定により、介護給付費の市町別負担金を、48ページの表のとおりとするものでございます。負担割合は、市町ごとの介護給付費見込み額の12.5%で、負担金は、介護給付費見込み額の合計に25年度の介護給付費決算額の構成比を乗じて、市町ごとの給付見込み額とし、それに12.5%を乗じて得た額となります。これにより算定される市町別負担金額は、熊谷市16億3,559万4,819円、深谷市12億524万2,634円、寄居町3億6,118万8,547円でございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

次に、49ページに参りまして、議案第7号 平成27年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別

負担金についてのご説明をいたします。

組合格約第15条第2項の規定により、事務費等の市町別負担金を、50ページの表のとおりとするものでございます。負担割合は、均等割が10%、総人口割及び高齢者人口割がそれぞれ45%で、基準日は平成26年4月1日現在でございます。これにより算定される市町別負担金額は、熊谷市2億5,368万994円、深谷市1億8,558万5,756円、寄居町6,064万3,250円でございます。

以上で議案第7号の説明を終わります。

次に、51ページに参りまして、議案第8号 平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金についてのご説明をいたします。

組合格約第15条第2項の規定により、地域支援事業の市町別負担金を、52ページの表のとおりとするものでございます。負担割合は、介護予防事業が事業費見込み額の12.5%、包括・任意事業が事業費見込み額の19.5%で、負担金はそれぞれの事業費見込み額の合計に、平成26年4月1日現在の高齢者人口の構成比を乗じて市町ごとの事業費見込み額とし、それに負担割合を乗じて得た額となります。これにより算定される市町別負担金額は、表の一番右側の合計欄、熊谷市2,603万3,873円、深谷市1,826万6,650円、寄居町508万1,477円でございます。

以上で議案第8号の説明を終わります。

これで、議案第1号から議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○**松岡議長** 以上で理事者の説明は終わりました。

これより8件に対する質疑に入ります。

三田部議員。

○**12番三田部恒明議員** 2点ほど確認をしたいと思います。

まず、27年度大里広域市町村圏組合一般会計予算書でございますけれども、ページで申し上げますと、28ページ、小型家電のリサイクルの委託料の関係のご説明をいただきました。それで、そういった定例会の参考資料の61ページに不燃ごみの処理状況という表がございます。有価物の回収状況で、小型家電についての回収量が、26年4月から27年2月までに152.14トンという数字を上げられておりますけれども、今年度の予算編成に当たって、この小型家電の回収量の見込みをどう算定されているのか、それから売り払いの収入面についてはどう考えているのか、ひとつお伺いしたいと思います。

○**松岡議長** 業務課長。

○**飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長** 三田部議員のご質問にお答えいたします。

小型家電の平成27年度の予想量についてでございますが、当初予算で回収量は240トン、売上金額130万円を見込んでおります。あくまでも予算でございますので、少し少な目でございますけれども、回収量は240トン、売上金額は130万円を見込んでおります。

以上でございます。

○松岡議長 三田部議員。

○12番三田部恒明議員 それで、小型家電のリサイクルの回収方法でございますけれども、こちらは
大里広域がやるべきもの、それから各市町村がやるべき役目があると思っておりますけれども、その辺ち
よっとご説明お願いしたいと思っております。

○松岡議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 それでは、お答えいたします。

組合と市町村の役割分担についてでございますが、収集運搬は市町、それから売却につきましては
は組合のほうで一括して行っております。

以上でございます。

○松岡議長 三田部議員。

○12番三田部恒明議員 あと一点お聞きしたい点がございまして。特別会計の予算書、資料ナンバー2
からでございますけれども、こちらの35ページでございますが、包括的支援事業、それから任意事業
ということで予算立てがございまして。それで、その中にぶら下がっている一つの事業で、成年後見
制度があると思っております。大里広域の中で大里広域市町村圏組合の成年後見制度利用支援事業とい
うのがございまして、それで今までは、要するに市町からの申し立てのケースのみを対象とされてい
るというふうに思いますが、本年度においても変わりなく、市町の長による申し立てのケースに限
った支援事業になるのかどうか、ちょっと確認をお願いしたいと思っております。

○松岡議長 介護保険課長。

○小池介護保険課長 三田部議員さんのご質疑にお答えを申し上げます。

成年後見制度につきましては、現在市長、町長が申立人となりまして成年後見の事業を担ってい
るところでございますけれども、現在のところは、27年度につきましても、市長、町長が申立人
となる制度という形で考えております。

以上でございます。

○松岡議長 三田部議員。

○12番三田部恒明議員 それで、この制度利用の範囲を少し広げてはというご意見が、弁護士会やら
社会福祉士会やらございますし、国からも、成年後見制度利用支援事業に関する照会が厚労省から
来ていると思っておりますけれども、成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申し立てに限らず、本
人申し立て、それから親族申し立て等についても対象となり得るものであるという、こういう事務
連絡が、平成20年、随分相当前に入っております。そうした中で、そういった要望があることを確
認をさせていただいて、27年度予算を執行するに当たって、その年度内で範囲を広げて、本人申し
立てや親族申し立てのケースまで、ぜひ拡大をするスキームを本年度考えていただければというふ
うに思います。その辺についての見解を伺いたい。

○松岡議長 介護保険課長。

○小池介護保険課長 平成20年度に厚生労働省のほうからこのような施策が出ているということで、なかなかその利用の拡大というのが、非常に難しいところがあるのですが、今現在地域包括支援センターの社会福祉士部会、こちらで市町申し立て以外の制度の活用の方法、今その文書を参考にしまして、他の保険者の利用状況、それからそういうものの調査を始めているところでございます。今後その結果におきまして、制度の利用の拡大が図られるようでしたら、こちらから構成市町と検討してまいりたいということで考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○松岡議長 ほかに。

三浦議員。

○6番三浦和一議員 熊谷市の三浦でございます。2点ほどお願いいたします。

マイナンバー制度の条例に基づいたのだと思うのですがけれども、この電算システムのプログラムの委託料が5,600万円ほど計上されていますけれども、このプログラムの改正によって、介護利用者というのはどのようなメリットが今後生まれてくるのか、お願いいたします。

○松岡議長 介護保険課長。

○小池介護保険課長 マイナンバー制度の関係なのですが、今のところ各個人に全て番号が振られるわけなのですが、今、介護保険料を賦課する場合につきましては、市民税の情報が必要となります。例えば他市町村から大里広域圏内のほうに入ってきた方については、その税情報につきましては、全てその該当市町村のほうに照会をかけて、文書でお返しいただいているような状況なのですが、この制度ができてまいりますと、それが、直接その課税状況が見られるようになるということで、賦課の状況が、すぐ賦課ができるような状況になると、このような利点はあります。

以上でございます。

○松岡議長 三浦議員。

○6番三浦和一議員 担当者側のメリットは伺いましたが、逆に利用者側からメリットがあるのかということをお聞きしたい。

○松岡議長 介護保険課長。

○小池介護保険課長 今回のマイナンバー制度につきまして、大きく利用者が利便性が出てくるというようなことはないかと思っております。今後もっといろいろな情報が利用できるようになりますと、何か大きな利便性が出てくるかと思うのですが、現在のところでは、国のほうも税の情報が開示できる程度のところですので、まだまだ利用者の利便性という面ではちょっと少ないかなと思っております。事務的なものだけということではあるのですが、よろしくお願いたします。

以上です。

○松岡議長 三浦議員。

○6番三浦和一議員 今のところまだメリットは生まれていないようなのですが、例えば介護保険料と医療費の合算が一定額以上になると減額とかというのがありますよね、制度的に。そういったものが直接把握できるとか、お知らせできるとかということはありませんか。

○松岡議長 介護保険課長。

○小池介護保険課長 今医療合算という形で事務を行っているわけですが、これは国保連から全てのデータが来ていますので、特にマイナンバー制度が活用されて早くなるとか、そういうことはないと思います。

以上です。

○松岡議長 三浦議員。

○6番三浦和一議員 了解しました。

もう一点なのですが、36ページのところの在宅医療・介護連携推進事業の関係で、これは説明を見ますと、講師の謝金と印刷費が主なものになっているのですが、具体的にどのような形の事業なのか、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○松岡議長 介護保険課長。

○小池介護保険課長 この新たに地域支援事業に位置づけます在宅医療・介護連携推進事業の関係なのですが、これは国が8つの事業を提示してございます。その8つの事業のうち在宅医療介護関係者の研修、あとこの在宅医療・介護連携の普及啓発、この辺の事業を行うために、今回講師の謝金、それから印刷費等を計上してございます。

以上でございます。

○6番三浦和一議員 わかりました。

○松岡議長 ほかにございますか。

閑野議員。

○2番閑野高広議員 2番、閑野高広です。大きく2点質問させていただきます。

まず、議案第2号と第3号に関連することなのですが、市町別の負担金の考え方についてなのですが、特に搬入割について、資料となるデータは、搬入量が平成25年度のデータですが、思い起こしてみると、平成25年度は大雪というようなイレギュラー要件、あとは熊谷市に限っては、竜巻というようなイレギュラー要件があったと思うのですが、そういったことで、仮にこういった不燃物、可燃物の搬入量が一時的にふえた年があったとした場合に、この搬入割というのは、従来の考え方をとるのかどうかというところの考え方をお聞きしたいのが1つと、実際今回のこの搬入割の部分については、この例年の数字を見たときに、それが通常の割合と判断されたのか、また別の何かの考え方があってこの割合になったのか、こういったことについて、ちょっと考え方をお聞きできればと思います。

○松岡議長 事務局次長。

○吉岡事務局次長兼総務課長 ただいまの議員さんの質問についてお答えいたします。

搬入量割の関係ですが、大雪があったりとか特別な災害があったときの、ふだんと違ったイレギュラーな何かというようなことだと思います。年度を追って調べてみましたが、特別搬入量が大きく変わったとかというものはございません。今後もそういう大雪とか特別な災害がありましても、この搬入量というのを参考にしまして、この搬入割45%という考えは維持してまいりたいと考えております。

以上です。

○松岡議長 閑野議員。

○2番閑野高広議員 一つ確認なのですが、私、搬入割の45%ということの問題にするというよりは、各市町同士の関係で、ある町にイレギュラーな災害が起こって、一時的にその町からの搬入がふえた場合に、このそれぞれの町同士の案分によって決められていると思っっているのですけれども、こういったものの考え方がどうなのかというところを、ちょっと確認させていただきたいと思っております。

○松岡議長 事務局次長。

○吉岡事務局次長兼総務課長 特別、例えば一つの町や市で特別搬入量がふえたとか、そういうケースですね。搬入割にすれば、特別その災害があったときの搬入量がふえるとしますと、災害がありまして。それに基づきましてこの負担というのは比例してふえるのですから、その辺は問題ないと考えております。

以上です。

○松岡議長 閑野議員。

○2番閑野高広議員 わかりました。

もう一点なのですが、これは数字がわかればなのですが、参考資料の59ページに可燃ごみの詳しいデータがありますが、熊谷衛生センターについてですが、これ単位がトンということなのですが、実際は、特にこの市町で行っている収集業務について一般の事業者の持ち込みではなくて、市町の車の台数が一体どのくらいの台数が来ているのか、特に市町で回収の回数とかというのは違うと思いますが、そういったところでもしそういった数字を、延べ台数で構わないのですけれども、各市町別の搬入台数の内訳みたいな数字がわかれば、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○松岡議長 業務課長。

○飯島業務課長兼熊谷衛生センター所長 ただいまのご質問にお答えいたします。

各市町ごとの調べた結果があるのでございますが、熊谷衛生センターへ市町で持ってきた、可燃ごみの直営及び委託の搬入台数の、その集計で説明させていただきますが、熊谷市が平成26年4月から平成27年2月までの実績ですと1万40台、深谷市が3,457台となっております。

以上でございます。

○松岡議長 閑野議員。

○2番閑野高広議員 了解しました。ありがとうございます。

○松岡議長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○松岡議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○松岡議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより8件を順次採決いたします。

議案第1号 平成27年度大里広域市町村圏組合一般会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次、議案第2号 平成27年度大里広域市町村圏組合可燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次、議案第3号 平成27年度大里広域市町村圏組合不燃物処理施設管理運営費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松岡議長 起立多数であります。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次、議案第4号 平成27年度大里広域市町村圏組合長寿命化施設整備事業費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次、議案第5号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松岡議長 起立多数であります。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次、議案第6号 平成27年度大里広域市町村圏組合介護給付費の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次、議案第7号 平成27年度大里広域市町村圏組合事務費等の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次、議案第8号 平成27年度大里広域市町村圏組合地域支援事業の市町別負担金について、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時05分 休 憩

午後 3時15分 再 開

○松岡議長 休憩中の会議を再開いたします。

△議案第9号 平成26年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）

議案第10号 平成26年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

○松岡議長 次、日程第5、議案第9号 平成26年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）及び議案第10号 平成26年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括議題といたします。

以上2件について、理事者の説明を求めます。

事務局長。

○山崎事務局長 ただいま議題となりました議案第9号及び議案第10号についてご説明いたします。

最初に、一般会計補正予算からご説明いたしますので、資料ナンバー3、一般会計補正予算書の

1 ページをごらんください。

議案第9号 平成26年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）。第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に7,343万4,000円を追加し、総額を55億2,107万4,000円とするものでございます。

2 ページに参りまして、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございますが、3 款国庫支出金、4 款財産収入、6 款繰越金を補正するものでございます。

3 ページに参りまして、歳出では、3 款衛生費を補正するものでございます。

次に、その内容について、事項別明細書によりご説明いたしますので、9 ページをごらんください。

最初に、歳出から申し上げます。3 款衛生費、1 項清掃費、1 目清掃総務費、事業名、管理運営経費の25節積立金は、基金の運用益と前年度繰越金をごみ処理施設整備基金に積み立てるため、基金積立金を追加するものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、前に戻り、6 ページをごらんください。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金、1 節清掃費補助金は、熊谷衛生センター第二工場の基幹改良工事に対する国の循環型社会形成推進交付金の交付額確定に伴い、減額するものでございます。

7 ページに参りまして、4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目1 節利子及び配当金は、ごみ処理施設整備基金の預金利子を追加するものでございます。

8 ページに参りまして、6 款1 項1 目1 節繰越金は、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。

次に、介護保険特別会計補正予算についてご説明いたしますので、資料ナンバー4、介護保険特別会計補正予算書の1 ページをごらんください。

議案第10号 平成26年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）。第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定予算の総額に5億7,581万5,000円を追加し、総額を276億3,660万3,000円とするものでございます。

2 ページに参りまして、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございますが、2 款分担金及び負担金、4 款国庫支出金、7 款財産収入、9 款繰越金を補正するものでございます。

3 ページに参りまして、歳出では、4 款基金積立金、5 款諸支出金を補正するものでございます。

次に、その内容について、事項別明細書によりご説明いたしますので、10 ページをごらんください。

最初に、歳出から申し上げます。4 款1 項基金積立金、1 目介護保険給付費準備基金積立金、事業名、介護保険給付費準備基金積立事業の25節積立金は、前年度繰越金のうち保険給付費に充てら

れなかった保険料の余剰分等を同基金に積み立てるため、基金積立金を追加するものでございます。

11ページに参りまして、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、事業名、第1号被保険者保険料還付事業の23節償還金利子及び割引料は、死亡、転出等の資格異動等に伴う過年度分の保険料還付金が見込みより多かったため、これを追加するものでございます。

2目、事業名、償還金の23節償還金利子及び割引料は、平成25年度の保険給付費等の確定に伴い負担金を清算するため、市町への返納金を追加するものでございます。

12ページに参りまして、2項1目利用者負担額軽減支援費、事業名、原発警戒区域等避難者負担軽減支援事業は、原発警戒区域等からの避難者が介護保険サービスを利用した際の自己負担を軽減するもので、10分の10の国庫補助事業でございます。

続いて、歳入について申し上げますので、前に戻り、6ページをごらんください。2款分担金及び負担金、1項負担金、3目地域支援事業負担金（介護予防事業）、4目地域支援事業負担金（包括事業・任意事業）は、いずれも2節過年度分で、25年度の地域支援事業の額の確定に伴い、市町別負担金の不足額を追加するものでございます。

7ページに参りまして、4款国庫支出金、2項国庫補助金、4目1節介護保険災害臨時特例補助金は、原発警戒区域等からの避難者がサービスを利用した際の自己負担軽減分及び保険料の減免分に対する10分の10の国庫補助でございます。

8ページに参りまして、7款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金は、介護保険給付費準備基金の預金利子を追加するものでございます。

9ページに参りまして、9款1項1目1節繰越金は、今回の補正の財源として、前年度繰越金を追加するものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

これで、議案第9号及び第10号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○**松岡議長** 以上で理事者の説明は終わりました。

これより2件に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○**松岡議長** 別に質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○**松岡議長** 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより2件を順次採決いたします。

議案第9号 平成26年度大里広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）、本案について原案

のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次、議案第10号 平成26年度大里広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

-
- △議案第11号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第12号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第13号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第14号 大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
 - 議案第15号 大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例

○松岡議長 次、日程第6、議案第11号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例から議案第15号 大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例まで、以上5件を一括議題といたします。

以上5件について理事者の説明を求めます。

事務局長。

○山崎事務局長 ただいま議題となりました議案第11号から議案第15号について、順次ご説明いたしますので、資料ナンバー5の議案書及び資料ナンバー6の参考資料をお願いいたします。

最初に、議案第11号についてご説明いたしますので、資料ナンバー5、議案書の1ページをお願いいたします。また、あわせて資料ナンバー6、参考資料の25ページをお願いいたします。

それでは、概要から申し上げますので、参考資料25ページ、上の表の議案第11号の欄をごらんください。

今回の改正は、第6期事業計画の策定及び介護保険法施行令の一部改正を受け、保険料率等を見直し、保険料を改定するとともに、介護保険法の一部改正に伴って実施する介護予防・日常生活支援総合事業について、その実施時期を定めるものでございます。

議案書の1ページに戻っていただきまして、議案第11号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、5行目から次の2ページの1行目までが保険料の改定に係る規定でございます。この内容は後ほどご説明いたします。

その下2行目からは、介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置の附則を追加する規定でございます。この附則は、介護保険法の改正に伴い、新たな地域支援事業として平成27年度から実施することとされた事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、市町における体制整備が必要であることから、その実施時期を平成28年4月1日と定めるものでございます。

ここで、先ほどの介護保険料改定の内容について詳しくご説明いたしますので、参考資料の29ページの表をごらんください。資料ナンバー6です。29ページ、カラーの表でございます。

今回の改正は、先ごろ策定した第6期介護保険事業計画により見込まれる給付費等の経費に対し、保険料で負担すべき額を確保するため、その見直しを行ったものでございますが、算定に当たりましては、改正された介護保険法施行令の標準規定を基本とし、一部の段階区分については、本組合における第5期の取り扱いを継続することといたしました。これにより、第1号被保険者介護保険料については、表の右側、第6期（改正案）のとおりとなりますが、表の中ほど、ピンクで示す第5段階が基準額で、年額6万2,400円、月額では5,200円をお願いしたいと存じます。これを第5期と比較しますと、表の左側、第5期の中ほど、ピンクで示す第4段階が基準額で、年額6万1,200円であったので、その差は年額で1,200円、月額で100円、率にして1.96%の増となります。

なお、所得区分ごとの増減額と率は、表の一番右側に示すとおりでございます。

保険料率の段階については、所得に応じた10段階といたしましたが、これは介護保険法施行令の改正に基づくもので、表の水色の部分と黄色の部分に変更した段階となります。また、これらの段階につきまして、改正前は特例段階として附則で規定をいたしましたが、今回、条例本文に一本化いたしました。

なお、法改正により、低所得者の保険料軽減強化が行われる予定でしたが、この財源となる消費税の増税が見送られたことから、軽減の範囲が予定より縮小されることとなりました。

表の第6期（改正案）の水色、第1段階の保険料率がこれまでどおり0.5となっておりますが、これを0.45に引き下げる政令が公布される予定となっております。これを受けまして、保険料軽減に係る条例改正と関連の補正予算を、改めて5月に予定している組合議会臨時会に提案をさせていただきたいと存じます。

以上が、保険料改定の内容でございます。

それでは、議案書の2ページに戻っていただきまして、中ほどの附則でございます。施行期日を

平成27年4月1日と定めるとともに、保険料の適用について経過措置を定めるものでございます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

次に、議案第12号及び第13号について、関連がありますので一括してご説明いたします。議案書の3ページから11ページまでが議案第12号、12ページから15ページまでが議案第13号でございます。

まず、概要からご説明いたしますので、再び参考資料25ページ、資料ナンバー6の25ページでございます。上の表の議案第12号及び第13号の欄をごらんください。

今回の改正は、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い関連条文を整備するものでございます。主な改正点でございますが、1点目として、地域密着型サービスの一つとして実施している「複合型サービス」の名称を「看護小規模多機能型居宅介護」と変更し、関連の条文を整備いたします。

2点目は、「認知症対応型通所介護サービス」及び「介護予防認知症対応型通所介護サービス」のそれぞれの規定に、事故発生時の対応に係る条文を追加いたします。

3点目は、「小規模多機能型居宅介護」、「介護予防小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」の各サービスの登録定員と利用定員の変更でございます。

それでは、議案書の3ページに戻っていただきまして、議案第12号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、さきに概要でご説明いたしました主な改正点に係る規定について申し上げます。

まず、同じページ、上から7行目が複合型サービスの名称変更の規定でございます。

次に、4ページに参りまして、下から6行目から、認知症対応型通所介護に係る事故発生時の対応を規定する追加条文でございます。

6ページに参りまして、下から11行目から、小規模多機能型居宅介護の定員変更の規定でございます。

9ページに参りまして、下から9行目から、看護小規模多機能型居宅介護の定員変更の規定でございます。

11ページに参りまして、5行目、附則でございますが、施行期日を平成27年4月1日と定めるものでございます。

続いて、12ページに参りまして、議案第13号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、さきに概要でご説明いたしました主な改正点に係る規定を申し上げます。

まず、同じページ、下から4行目から、介護予防認知症対応型通所介護における事故発生時の対応に係る追加条文でございます。

14ページに参りまして、8行目からが、介護予防小規模多機能型居宅介護の定員変更の規定でございます。

15ページに参りまして、1行目、附則でございますが、施行期日を平成27年4月1日と定めるも

のでございます。

以上で議案第12号及び第13号の説明を終わります。

次に、議案第14号及び第15号について、関連がありますので一括してご説明いたします。

議案書の16ページから38ページまでが議案第14号、39ページから41ページまでが議案第15号でございます。

まず、先ほどと同様に概要からご説明いたしますので、参考資料ナンバー6の25ページ、下の表の議案第14号及び第15号の欄をごらんください。今回の条例制定は、介護保険法の一部改正によるもので、介護予防支援事業所及び地域包括支援センターの人員等の基準について、これまで国が定めていたものを国の基準に従い、それぞれ条例を制定し、定めるものでございます。

それでは、議案書の16ページに戻っていただきまして、議案第14号 大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございますが、主な内容と構成についてご説明いたします。

まず、主な内容でございますが、要支援者がサービスを利用する際に必要となるケアプランの作成等の業務は、指定介護予防支援事業所が行っており、この事業所は地域包括支援センターが兼ねておりますが、その人員や運営の基準等について、これまで厚生労働省令で定められていたものを、本条例をもって定めるものでございます。

次に、条例の構成でございますが、16ページの中ほど、第1章は「総則」で、第1条から、17ページに参りまして第4条まででございます。

下から2行目、第2章は「人員に関する基準」で、第5条から、18ページに参りまして第6条まででございます。

中ほど第3章は「運営に関する基準」で、第7条から、少し飛びますが、28ページに参りまして、第31条まででございます。

29ページに参りまして、1行目、第4章は「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で、第32条から、また飛びますけれども、36ページに参りまして、第34条まででございます。

中ほど、第5章は「基準該当介護予防支援に関する基準」で、第35条は、37ページに参りまして2行目まででございます。

同じページでございます。3行目、第6章は「雑則」で、第36条のみとなっております。

以上の内容については、これまでの厚生労働省令による基準と異なる点はございません。6行目から附則でございますが、施行期日を平成27年4月1日と定めるとともに、関連する条例との調整規定を定めるものでございます。

以上で議案第14号の説明を終わります。

続いて、39ページに参りまして、議案第15号 大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例でございますが、これも主な内容と構

成についてご説明いたします。

まず、主な内容でございますが、地域包括支援センターに配置すべき職員の基準について、これまで介護保険法施行規則で定められていたものを本条例をもって定めるものでございます。

次に、条例の構成でございますが、第1条は趣旨、第2条は定義、第3条は基本方針等でございます。第4条が人員に関する基準で、次の40ページにわたりますが、第1項は、職種及び人数等の配置基準の原則を規定し、第2項は、地域包括支援センター運営協議会において、特に認められた場合の運用基準を規定するものでございます。

以上の内容については、これまでの介護保険法施行規則による基準と異なる点はございません。

下から4行目、第5条は委任の規定でございます。

下から2行目、附則は、施行期日を平成27年4月1日と定めるものでございます。

以上で議案第14号及び議案第15号の説明を終わります。

これで、議案第11号から第15号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○松岡議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより5件に対する質疑に入ります。ございますか。

清水議員。

○10番清水 睦議員 第5期で保険料を大分値上げしていますけれども、第6期においてもさらに値上げしている。その理由についてお伺いします。

○松岡議長 介護保険課長。

○小池介護保険課長 清水議員さんのご質疑にお答えを申し上げます。

今回の月額5,200円の保険料の算定の関係ですけれども、第6期の介護保険事業計画におきまして、平成27年度から29年度までの保険給付費と地域支援事業費の見込み額を算定をしております。この3年間の保険給付費等の見込み額のうち、保険料負担分を高齢者の皆様でご負担いただくこととなりますので、この算定におきまして月額5,200円が算出をされております。

これは高齢者人口の増加に伴いまして、要介護認定者数もふえ、保険給付費等が増加することから算定された金額でございますので、ご理解がいただければと思います。

以上でございます。

○松岡議長 清水議員。

○10番清水 睦議員 ほかの近隣市に対して、どの程度の位置なのか教えてください。

○松岡議長 介護保険課長。

○小池介護保険課長 近隣市の保険料の状況でございますけれども、本年1月末の調査では、秩父市が5,530円、本庄市が5,000円、行田市が4,970円というような状況でございます。

以上でございます。

○松岡議長 ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○松岡議長 ほかに質疑もありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

○松岡議長 別に討論もありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより5件を順次採決いたします。

議案第11号 大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松岡議長 起立多数であります。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次、議案第12号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次、議案第13号 大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次、議案第14号 大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次、議案第15号 大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例、本案について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○松岡議長 起立全員であります。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

△閉会の宣告

○松岡議長 以上で本定例会の議事は全部終了いたしました。

議員各位、理事者の方々に本席から厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

以上をもちまして、本定例会を閉会をいたします。

午後 3時45分 閉 会